

山口大学理学部労働安全委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則（平成16年規則第70号）第13条第3項の規定に基づき、山口大学理学部労働安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、理学部における労働安全管理の業務を処理する。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 労働安全衛生委員会委員
- (3) 理学部所属の衛生管理者又は作業環境測定士
- (4) 各講座から選出された大学教育職員各1名
- (5) 学生委員会委員のうち学部長が指名した者1名
- (6) 人文学部・理学部事務長

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、人文学部・理学部事務部総務企画係において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。